

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	母子健康手帳・保健指導等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南国市は、母子健康手帳・保健指導等に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高知県南国市長

## 公表日

令和6年12月5日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子健康手帳・保健指導等に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児の訪問指導や健康診査、母性並びに乳幼児の健康保持及び増進に関する事務を行う。 特定個人情報、以下の事務で取り扱う。 ①相談支援に関する事務 ②保健指導に関する事務 ③新生児の訪問指導に関する事務 ④健康診査に関する事務 ⑤妊娠の届出に関する事務 ⑥母子健康手帳の交付に関する事務 ⑦妊産婦の訪問指導に関する事務 ⑧産後ケア事業の実施に関する事務 ⑨低体重児の届出に関する事務 ⑩未熟児の訪問指導に関する事務 ⑪こども家庭センターの事業に関する事務
③システムの名称	健康管理システム 住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名連携システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 申請管理システム

## 2. 特定個人情報ファイル名

母子手帳情報ファイル、乳幼児健診ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表70項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める令第40条 母子保健法第15.16条、母子健康法施行規則第7条 「母子健康手帳の作成及び取り扱い要領について」平成3年10月31日児発第922号
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]  ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80、95項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96項

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども家庭センター
②所属長の役職名	所長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
なし	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒783-0004 高知県南国市大樋甲320番地 南国市こども家庭センター TEL 088-863-7374
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒783-8501 高知県南国市大樋甲2301番地 南国市役所 総務課 TEL 088-880-6551
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	南国市情報セキュリティ基本方針及び南国市情報セキュリティ対策基準に基づき、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者等への教育研修及び適切な監督を行っている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 所長 岩原 富美	②所属長 所長 島崎 哲	事後	人事異動後
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	いつ時点の計測か 平成27年1月31日	いつ時点の計測か 平成29年4月1日	事後	計測時点の更新
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	いつ時点の計測か 平成27年1月31日	いつ時点の計測か 平成29年4月1日	事後	計測時点の更新
平成29年6月20日	I 関連情報 3 個人番号の利用	母子保健法第15.16条、母子健康法施行規則第7条 番号法第9条第1項 別表第一 項番49 「母子健康手帳の作成及び取り扱い要領について」平成3年10月31日児発第922号	番号法第9条第1項 別表第一 項番49 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条 母子保健法第15.16条、母子健康法施行規則第7条 「母子健康手帳の作成及び取り扱い要領について」平成3年10月31日児発第922号	事後	関係主務省令の追記
平成29年6月20日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 項番56の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第30条	事後	関係法及び関係主務省令の追記
平成29年10月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 所長 島崎 哲	②所属長 所長 高橋 元和	事後	人事異動後
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	いつ時点の計測か 平成29年4月1日	いつ時点の計測か 平成30年4月1日	事後	計測時点の更新
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	いつ時点の計測か 平成29年4月1日	いつ時点の計測か 平成30年4月1日	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 所長 高橋 元和	②所属長の役職名 所長	事後	様式変更に合わせて表記変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	いつ時点の計測か 平成30年4月1日	いつ時点の計測か 平成31年4月1日	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	いつ時点の計測か 平成30年4月1日	いつ時点の計測か 平成31年4月1日	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	IV リスク対策		(新規項目)	事後	新規項目への記載
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	いつ時点の計測か 平成31年4月1日	いつ時点の計測か 令和2年4月1日	事後	計測時点の更新
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	いつ時点の計測か 平成31年4月1日	いつ時点の計測か 令和2年4月1日	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	いつ時点の計測か 令和2年4月1日	いつ時点の計測か 令和3年4月1日	事後	計測時点の更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数	いつ時点の計測か 令和2年4月1日	いつ時点の計測か 令和3年4月1日	事後	計測時点の更新
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 項番56の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第30条	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 項番56の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第30条	事後	番号法改正に伴う変更
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		以下追記  母子手帳交付の申請に関する届出等は、窓口及びサービス検索・電子申請機能で受付し、電子申請のあったものはマイナポータルのお知らせ機能を用いて受領の連携をし、申請管理システムによって健康管理システムへ取り込む。	事後	マイナポータルを介しての電子申請サービスの開始に伴う変更
令和5年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		以下追記 サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事後	マイナポータルを介しての電子申請サービスの開始に伴う変更
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年4月1日	評価書名	母子健康手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書	母子健康手帳・保健指導等に関する事務 基礎項目評価書	事後	機構再編による業務の整理
令和6年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	南国市は、母子健康手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	南国市は、母子健康手帳・保健指導等に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	事後	機構再編による業務の整理
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 ①部署	保健福祉センター	こども家庭センター	事後	機構再編による呼称変更
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 連絡先	〒783-0004 高知県南国市大埴甲320番地 南国市保健福祉センター TEL 088-863-7373	〒783-0004 高知県南国市大埴甲320番地 南国市こども家庭センター TEL 088-863-7374	事後	機構再編による呼称及び電話番号変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	評価書名	母子健康手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書	母子健康手帳・保健指導等に関する事務 基礎項目評価書	事後	機構再編による業務の整理
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事業の名称	母子健康手帳の交付に関する事務	母子健康手帳・保健指導等に関する事務	事後	機構再編による業務の整理
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事業の概要	母子保健法に基づき、住民であって、母子手帳交付を申請した妊婦に、母子健康手帳を交付するとともに、交付時に面接した保健師・助産師が、必要な保健指導を行う。 特定個人情報は以下の事務で取り扱う。 ・妊婦の住民票の有無の確認。妊婦一般健康診査票に個人コードを記入。 ・受診した妊婦一般健康診査の入力に係る事務。 母子手帳交付の申請に関する届出等は、窓口及びサービス検索・電子申請機能で受付し、電子申請のあったものはマイナポータルのお知らせ機能を用いて受領の連携をし、申請管理システムによって健康管理システムへ取り込む。	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児の訪問指導や健康診査、母性並びに乳幼児の健康保持及び増進に関する事務を行う。 特定個人情報は、以下の事務で取り扱う。 ①相談支援に関する事務 ②保健指導に関する事務 ③新生児の訪問指導に関する事務 ④健康診査に関する事務 ⑤妊娠の届出に関する事務 ⑥母子健康手帳の交付に関する事務 ⑦妊産婦の訪問指導に関する事務 ⑧産後ケア事業の実施に関する事務 ⑨低体重児の届出に関する事務 ⑩未熟児の訪問指導に関する事務 ⑪こども家庭センターの事業に関する事務	事後	機構再編による業務の整理
令和6年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	母子手帳情報ファイル	母子手帳情報ファイル、乳幼児健診ファイル	事後	機構再編による業務の整理
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和6年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和6年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年10月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番49 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条 母子保健法第15.16条、母子健康法施行規則第7条 「母子健康手帳の作成及び取り扱い要領について」平成3年10月31日児発第922号	番号法第9条第1項 別表70項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条 母子保健法第15.16条、母子健康法施行規則第7条 「母子健康手帳の作成及び取り扱い要領について」平成3年10月31日児発第922号	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 項番56の2 番号法別表第二の主務省令で定め事務及び条例に定める命令(情報提供の根拠)第30条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80、95項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96項	事後	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	8. 人手を介在させる作業 (判断の根拠)		特に力を入れている 南国市情報セキュリティ基本方針及び南国市 情報セキュリティ対策基準に基づき、漏えい・ 滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措 置、技術的安全管理措置を講じている。	事後	新項目への記載
令和6年10月1日	11. 最も優先度が高いと考え られる対策(判断の根拠)		特に力を入れている 事務取扱者等への教育研修及び適切な監督 を行っている。	事後	新項目への記載